

H 1 5 事業評価中間公表への市民意見検討経過調書

【市が進めている事業評価方法に対する意見】

意見の要旨	意見の検討結果	左の理由など
<p>補助金の評価のポイントは、その用途や成果を精算書等の書面で確実に把握しているかどうか。また担当者が活動実態を把握する機会を持っているかどうかであり、市の対応も問われることになる。</p>	<p>ご意見を今後の改善に生かします。</p>	<p>ご指摘のとおり、補助金交付事業を客観的に評価するためには、何よりも事業実績報告書などにより、事業の具体的な成果を正確に把握することが大切と考えますので、今後も説明会などの機会を通じて、市職員にこの趣旨を徹底してまいります。</p>
<p>4つの観点別評価の中で疑問あり、低いと評価しているのに、総合評価でA、B、Cという評点がつけられている事業がある。なぜ評点が良いのか、説明が不十分な面も見受けられるので、事業評価会議で検討をしてもらいたい。</p>	<p>ご意見を今後の改善に生かします。</p>	<p>観点別評価で「一部問題あり」、「疑問あり」と評価しながら、総合評価でC以上の評点がつけられた事業数は33となっており、ご指摘のとおり、評点についての説明が不十分なシートも見られますので、次年度において適切な説明がなされるよう改善を図ってまいります。</p>
<p>行政当局の自己評価にパブリックコメント手続を組み入れても客観的な評価には限界がある。行政当局の評価結果を第三者機関が評価するなど、評価に対する市民の信頼を高める必要があるのではないかと。</p>	<p>ご意見を検討させていただきましたが、右の理由から採用しないことにしました。</p>	<p>一般的に行政評価のレベルは上から順に政策評価、施策評価、事業評価の3段階に区分されます。これの中で、施策評価レベル以上ですと、第三者評価などの外部評価が生かされる可能性はありますが、本市が現在試行している事業評価は一つひとつの事業を詳しく評価しようとするものですから、外部評価はなじまないと考えております。当面はパブリックコメント手続により、さらに多くの市民意見が提出されるよう、働きかけてまいります。</p>
<p>石狩市の事業評価制度は導入したばかりなので、制度が定着するまでの間、事業評価会議の役割を重視し、中立・公平な立場での評価となるよう、第三者を加えた委員会にしてはどうか。</p>	<p>ご意見を検討させていただきましたが、右の理由から採用しないことにしました。</p>	<p>全庁的な視点に立った公平かつ客観的な評価を行うために事業評価会議の役割を重視することは理解しますが、第三者を加えた委員会とすることは上記の同様な理由から、現時点では難しいと考えています。</p>
<p>事業評価が市民の信頼と理解、協力を得るためには、市民の評価能力も高める必要がある。その施策として、市民モニターやNPO、特定住民による評価方式を導入し、住民調査による指標化を目指してはどうか。また、事業評価制度が軌道に乗るまでには相当な時間が必要なことから、その間、住民意識調査などを活用し、市民の満足度、充実度など比較的指標化が容易な事業に絞って行政評価アンケートを実施し、段階的に評価精度を高めてはどうか。</p>	<p>ご意見を今後の参考にさせていただきます。</p>	

H 1 5 事業評価中間公表への市民意見検討経過調書

<p>事務事業レベルの評価確立後の政策・施策レベルの評価の検討はどこまで進んでいるのか。また、市民意見をいただくために、分りやすい公表方法の検討が必要と述べているが、具体的な検討がなされているのか。</p>	<p>事業評価に対するご質問として、右のとおりお答えします。</p>	<p>本市の事業評価の現状は、事務事業レベルの評価の試行という、ようやくスタートライン上に立ったところです。今後も試行を積み重ね改善をしながら、一步一步着実に次の段階へ進めてまいりたいと考えております。</p> <p>また、市民への分りやすい公表方法の一つの試みとして、今回、評価対象事業に関連するいくつかの施設に拡大した評価シートを掲示しましたが、今後も引き続き、分りやすい公表方法について検討してまいります。</p>
<p>観点別評価で疑問ありとしていながら、総合評価で良好（B）、可も不可もなし（C）としているケースが見受けられる。絶対評価のほかにも、同一の部課では相対評価基準が必要ではないか。また、評価基準も個人により受け取り方が異なるので、組織全般を通して整合性を保つことは難しいことから、ある段階で二次評価基準を策定し、公平性を確保することも必要である。</p>	<p>ご意見の一部を今後の改善に生かします。</p>	<p>ご指摘の評点につきましては、上記のとおり、適切な説明がなされるよう次年度において改善を図ってまいります。</p> <p>また、本市の事業評価は、先ず、事業の直接の責任者である担当課長が一次評価を行い、その後、この評価内容を作業中間報告として市民に公表と意見募集（パブリックコメント手続）し、提出された市民意見などを踏まえて、担当部長が部の視点から各課対象事業の最終評価を行っておりますが、さらに慎重な検討が必要な事業については市長が全庁の視点から最終評価を行うという3段階の手法が取られています。</p> <p>こうした段階的評価手法によりご意見の趣旨は取り入れられていると考えています。</p>
<p>事業評価は行政活動を対象とするものであり、市民活動団体の活動内容にまで立ち込んだ評価を行うことは問題である。</p>	<p>ご意見を今後の改善に生かします。</p>	<p>市民活動団体についても、補助金が交付されている以上は、補助事業が補助金の交付目的に沿った内容になっているかどうかの確認や支援することの妥当性を検証するためには一定のルールに則った評価手続を行うことが必要であると考えております。中でも、団体運営補助金の場合は、結果として、その団体の活動内容についても一定の評価を行わざるを得ませんので、評価に当たりましては、活動実態の把握など、適正な評価がなされるよう努めてまいります。</p>

\* 意見の検討結果については事業評価担当が原案を作成し、平成16年2月3日に企画財政部長の決裁を受けました。